

実証対象技術の公募にあたっての改善策

第3回会合においては、実証対象技術の公募に対して十分な数の申請があがっていない現状を改善すべきである、との指摘を受けた。そこで、今後は以下の対策を中心に、広報の充実等に取り組むものとする。

環境省が実施する対策

- 環境省閉鎖性海域対策室がこれまでに情報収集・整理した対象技術の開発者である企業等へ、実証対象技術の公募情報を提供する。
- 現在、実証機関と環境省が揃って実証対象技術の公募についてのプレスリリースを実施しているが、環境省記者クラブに対しても投げ込みを実施する。
- 実証機関の公募並びに実証対象技術の公募に関する説明会を開催する。
- 当該分野の取組等を説明した広報用資料や展示物（イメージとしては、パネルディスカッション等に使用できるポスター等。）を作成し、イベント出展や掲示を通じて実証対象技術の公募に向けた広報とする。また、これらの広報用資料等を実証機関に提供することで、実証機関における実証対象技術の公募作業を支援する。

他省庁との連携による対策

- 関係業界への実証対象技術の公募情報について、経済産業省や関連業界団体等に協力を依頼する。